

農業委員会 だより



No. 35



撮影場所：栗野長谷地区において～春の訪れを感じます～

活動記録簿から最適化活動が見える化	2 頁
湧水町における賃借料情報	2 頁
下限面積の廃止・相続登記の義務化	3 頁
農地バンクを活用しましょう！	4 頁
全国農業新聞購読のご案内	5 頁
免税軽油のお知らせ	5 頁
研修レポート	6 頁
令和5年度湧水町農作業標準作業料金	7 頁
農業者年金で安心・豊かな老後を	8 頁
申請書締切・編集後記	8 頁

編集発行

湧水町農業委員会

令和5年3月15日

TEL0995-74-3111

FAX0995-74-4249

活動記録簿から最適化活動を見える化

農業委員・農地利用最適化推進委員が実施する農地等の利用の最適化の推進に係る活動（最適化活動）は、農地の出し手および受け手の意向の把握、把握した意向を踏まえた農地のあっせん、農地の定期的な見回りなど多岐にわたります。農業者の減少や高齢化が進む中、農業委員会は、最適化活動を確実に実施することが重要であり、その透明性の確保が必要とされています。

次の3つを柱とした活動を「農地利用の最適化の推進」と言います。
 （農業委員会等に関する法律第6条第2項業務）

- 担い手への農地利用集積・集約化
- 新規参入の促進
- 遊休農地の発生防止・解消

そこで、活動の内容をより具体的にわかるように、毎月活動記録簿をつけて、最適化活動の見える化に努めています。今年度、農地利用状況調査の調査方法等を定めた国の通知が令和5年度よりタブレット端末等に記録するよう改正されたことに伴い、来年度はタブレットを活用し、それが活動記録簿に反映され、農家の方の意向等の情報を迅速かつ効率的に収集できることが期待されます。



湧水町における賃借料情報

令和4年1月～令和4年12月までに締結された農地の賃貸借における10a当たりの金額

地区	田				畑			
	平均額	データ数	最高	最低	平均額	データ数	最高	最低
栗野	11,646円	206	55,000円	1,273円	6,431円	68	30,000円	1,273円
吉松	9,384円	63	13,750円	1,422円	4,704円	16	10,834円	2,642円
全体	10,515円	269	55,000円	1,273円	5,567円	84	30,000円	1,273円

※1 水稻で賃借料が物納の場合、もみ1俵35kgまたは玄米1俵30kgをそれぞれ1等6,300円で換算してあります。

※2 賃借料については、田畑の条件によりそれぞれ異なりますので、お互いによく話し合ってください。

農地法の下限面積の廃止について

「多様な就農を後押し」 ～農地法の下限面積要件がなくなります～

農地の権利移動にかかる下限面積

農地法第3条により農地の売買・貸し借りなどの権利を取得するには、農業委員会の許可が必要となります。

許可を得るための要件の一つに、許可後の耕作面積が下限面積以上になることが要件にありましたが、今回、農地法の一部が改正され農地の権利取得にあたっての下限面積要件が廃止されることとなり、令和5年4月1日から施行されます。これに伴い、本町で設定している下限面積も廃止することとなります。

また、空き家空き地バンクに附随する農地（別段面積）についても下限面積が廃止となります。

ただし、農地の権利取得に必要なその他の要件は、引き続き継続となりますので、詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせください。

変更の理由

農業従事者の減少が加速する中、耕作放棄地を解消し、効率的な農業の展開を支援するために農地関連法が改正されました。

主な内容として、農業経営基盤強化促進法の改正では、認定農業者や新規就農者に対する支援が講じられていますが、これと合わせて農地法の一部改正も行われ、多様な人材確保・育成を後押しする施策として、これまで規定されていた農地の権利取得（所有権・賃貸借権等）時に求めていた下限面積要件が撤廃されることとなりました。

適用開始日

令和5年4月1日

相続登記をしましょう！

「相続登記がされない」などの理由から、日本各地で所有者不明の土地が増加しており、大きな社会問題となっています。こうした状況を受け、令和3年4月、民法と不動産登記法を改正する法律が国会で決・成立し、相続登記の申請が義務付けられました。（※令和6年4月1日施行）

ご自身が相続等で受け継いだ土地が未登記でないか、今一度ご確認ください。また相続登記後の農地については農業委員会へ届出をしてください。

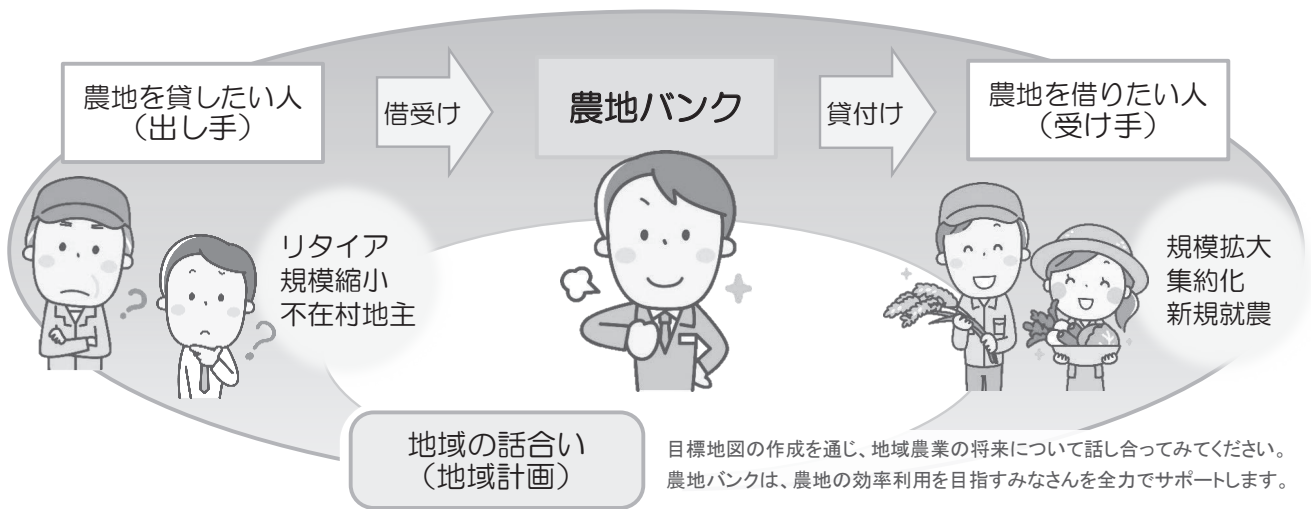
相続登記申請の義務化の主な留意点

- 義務化の対象者
相続や遺贈により不動産を取得した相続人。ただし施行日より前に不動産を相続し、現時点で名義変更を行っていない人も対象となります。
- 申請義務の履行期間
相続の開始があったことを知り、かつ所有権を取得したことを知った日から3年以内。（義務化の施行日前に発生した相続は施行後3年以内）
- 正当な理由がなく登記の申請を怠った場合
10万円以下の過料が課せられる場合があります。

農地バンクを活用しましょう!

◆ 農地バンク(農地中間管理機構)とは?

農地を貸したい人から農地を借り受け、必要に応じて条件整備などを行い、農地を必要とする人にまとまりのある形で転貸する農地バンク事業(農地中間管理事業)を実施する機関として、都道府県知事が指定する公的な機関です。



◆ なぜ農地バンクなの?

出し手のメリット

- 1 公的機関だから安心!**
貸し付けた農地は、しっかりとした選定基準の下意欲ある地域の担い手へ転貸されます。
賃料は農地バンクから確実に振り込まれます。
- 2 農地は返却されます**
農地は貸付期間終了後、必ず返ってきます。
(希望に応じて、契約の延長も可能です。)
- 3 受け手とマッチングします**
万が一受け手が耕作できなくなった場合、農地バンクが新しい受け手を探します。
- 4 税金の優遇措置が適用されます**
所有するすべての農地を10年以上貸し付けると、一定期間固定資産税が半額になります。

受け手のメリット

- 5 賃料支払いや契約事務が楽に!**
複数の地権者から農地を借りる場合も、契約や賃料の支払い先は農地バンクのみです。
- 6 農地の集約化をサポートします**
地域の話合いに基づき、分散した農地を交換してまとめます。
- 7 協力金が支払われます**
まとまって農地を貸し付けた地域には、協力金が交付されます。
- 8 農地の条件整備ができます**
最大農家負担ゼロで基盤整備事業を実施できます。

地域のメリット

※ 各種支援措置には要件があります。

全国農業新聞購読のご案内

みなさんの購読のお申し込みをお待ちしております。

全国農業新聞を購読してみませんか

全国農業新聞は経営とくらしに役立つ農業総合専門紙として高い評価を受けています。
毎週金曜日発行 B3版 8~10頁建 購読料:月700円[送料、税込み]

全国農業新聞とは

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会組織が発行する農業総合専門紙です。「週刊」という一週間の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解說的にまとめています。また、多くの読者の皆様に満足していただけるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。さらに、全国47都道府県にある支局の

県版・地方版の充実により、
地域の元気で特徴ある明るい
話題や地域独自のイベント情報
などの提供に努めています。



地域の農業・食がぐっと身近に

全国紙かつ地域の話にも強い新聞です

<地元のこんな情報が手に入ります>

- 特徴的な経営を行う経営体
 - イベント情報
⇒地元だから視察に行きやすい、イベントに参加しやすい!
 - 頑張る新規就農者、活躍する若手、女性農業者のご紹介
⇒ご近所さんが、直売所で手に取った商品の生産者が、身近なあの人が載っているかも…
 - 特産品や新商品
⇒知らなかった地元の隠れた名物が見つかるかも!
- 週ごと、地域ごとにお届けする版が変わります。



購読を希望される方は湧水町農業委員会までご連絡ください TEL 74-3111

農業に使用する軽油引取税の免税制度のお知らせ (免税軽油)

農業用の機械等に使用する軽油は、免税証の交付などの手続きを受ければ、軽油引取税（1リットル当たり32.1円）が免税になります。（ただし令和6年3月31日まで）

<対象となる農業用の軽油>

農業を営む方（農作業のうち基幹的な作業（専ら機械を使用して行われるもの）のすべての委託を受けて農作業を行う方を含む）が使用する耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械の動力源に使用する軽油

※手続きには農業委員会の耕作証明書が必要となります。

免税軽油の対象機械及び申請書類等については、始良・伊佐地域振興局県税課（TEL 63-8126）へお問い合わせください。

さつま町農業委員会が

研修視察で来町

11月28日（月）栗野中央公民館において、さつま町農業委員会の農業委員・農地利用最適化推進委員と事務局の総勢27名が来町され、本町農業委員会における農家の戸別訪問・利用意向調査の実施による農地集積の取組事例について研修されました。

本町の農地集積の取組事例について説明後、農地集積方法等に意見交換を行う中でさつま町での活動内容も聞くことができました。また、令和5年度より利用状況調査等で使用するタブレットの活用について参考になる部分が多く、大変有意義な研修となりました。



始良・伊佐地区女性農業委員の会研修

2月9日（木）始良市・霧島市・伊佐市・湧水町の3市1町で構成される始良・伊佐地区女性農業委員の会の研修を本町にて実施しました。

今回研修先で伺ったのは、旧栗野工業高校跡地に昨年6月から本格稼働したMEC Industry株式会社鹿児島湧水工場です。MECは林業事業のため、農業ではないのかもしれませんが、農業では地産地消（地元で生産されたものを地元で消費する）取り組みに注目が集まっていますが、林業も同じように地産地消に力を入れています。その土地の気候・風土で育った木材は、その土地に合う材質になり、家や家具を作るのに適していたり、丈夫で長持ちするそうです。また植える・育てる・加工するという木材利用を促進することは、6次産業に似た部分に通じるものがありました。

工場内とモデルハウスを見学させてもらいましたが、町内にこのような大企業があり、雇用促進にも繋がっていくことに期待をしつつ、近隣の女性農業委員の方々と交流を深めることもでき、とても有意義な研修視察となりました。



令和5年度湧水町農作業標準作業料金が決定しました。

農作業標準賃金

1日当たり 6,824円(853円×8時間)～

農 作 業 名		摘 要	農作業料金(円)	備 考	
水田耕起のみ 10 a		初 田	5,600		
		飼 料 後 地	6,700		
普通畑耕のみ 10 a		普 通 畑	5,600		
		飼 料 畑	6,700		
水田代かきのみ 10 a		普 通 田	8,700		
2回耕起+代かき 10 a		普 通 田	19,900		
田 植 え	手植え	1 時 間	1,100		
	機械植え 10 a	植 え 付 け の み	6,700		
		側 条 施 肥	7,700		
稲 刈 り	バインダー 10 a		7,700		
	コンバイン 10 a	圃場 1 枚あたり 10a 未満	17,900		
		圃場 1 枚あたり 10a～30a 未満	15,800		
		圃場 1 枚あたり 30a 以上	14,800		
※倒伏・湿田の場合、その割合により双方協議の上、加算金を決定すること。					
畔ぬり		1 m あ た り	60		
農薬散布 10a	水 和 剤		3,600	農薬別途	
	粒 粉 剤		2,600	農薬別途	
	粉 剤 (秋 ウ ン カ)		4,600	農薬別途	
肥料散布 10a	基 本 額		2,100		
	肥料 1 俵あたり		160円加算		
乾 燥 調 整	牧草 刈り取りのみ 10 a		5,100		
	反転 (1回当たり) 10 a		2,600	2回目以降は 1,600 円	
	集草 10 a		2,600		
	梱包	ヘイベーラー (個)		140～160	
		中型ロール(直径 100cm)		2,100	ラッピングについては資材価格相当分割増し 運搬料 600 円 / 個
		大型ロール(直径 120cm)		3,100	ラッピングについては資材価格相当分割増し 運搬料 1,100 円 / 個
※上記の規格に無い場合、ロールの体積等を考慮し双方協議の上、決定すること。					
水稻籾運搬 (10a 当たり ほ場から集荷場)			2,600		
暗渠排水 (サブソイラー) 10 a			3,600		
溝掘り (リターンデッチャー)			250		
飼料鎮圧 (K型ローラー) 10 a			4,100		
大豆播種作業 10 a			5,600	播種と同時鎮圧	
ソバ収穫作業 10 a			7,500		
大豆収穫作業 10 a			6,200		
※自己保全 (管理のための耕うん) 10 a			5,600	1回につき	

※ 農作業標準料金及び運搬料については、消費税込みの金額です。

※ 実料金は圃場(圃場状態の悪いところは割増加算する)、運搬先等の距離、面積の大小(特に大豆・ソバ)、稲・農作物の倒伏状況等作業内容や雑草混入(ひえ)など諸条件を勘案し、受委託双方の話し合いで決めて下さい。

※ 上記の料金は、10aあたりを目安にしておりますので、実面積に換算した金額となりますので双方で協議してください。

※ ドローンでの農薬散布料金は受委託双方の話し合いで決めて下さい。

農業者年金で安心・豊かな老後を

～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～

◎農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

国民年金 + 農業者年金

◎こんな方が加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満の方



◎積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。

(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)

◎保険料はいつでも変更できます。

月々2万円から6万7千円まで

◎支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

◎政策支援(保険料の国庫補助)が受けられます。

例: 認定農業者等で青色申告者で35歳未満の人は10,000円(5割)補助

問い合わせ先 お住まいの市町村農業委員会・JAの農業者年金担当

独立行政法人農業者年金基金

専門相談員 TEL. 03-3502-3199

企画調整室 TEL. 03-3502-3942

編集後記

この冬は鳥インフルエンザが例年になく猛威を振るい、養鶏農家にとっては非常に心配されたことと思います。また新型コロナウイルス感染症もいまだに収束が見られず、いろいろな制約の中お過ごしのこととお察しします。

さて、今年の7月は農業委員、農地利用最適化推進委員の改選の年となります。また、4月より認定農業者や新規就農者の方々に対する支援が講じられるよう農地法や基盤法も改正されます。農業委員会では今後とも各地域の農家の話し合い活動等にも積極的に参加するよう委員・事務局一同、一層努力してまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

令和5年度各種申請書等締切日

月 日	月 日
4月10日(月)	10月10日(火)
5月10日(水)	11月10日(金)
6月9日(金)	12月8日(金)
7月3日(月)	1月10日(水)
8月10日(木)	2月9日(金)
9月8日(金)	3月8日(金)

※農地法等に係る申請書や各種届出については締切日を設定して受付を行い、当月総会で審議します。締切期限は厳守とさせていただきます。ご理解をよろしくお願いいたします。(ただし、日程は変更になる場合もあります)